那覇市 バリアフリー 基本構想 （概要版）

2020（令和2）年 3月　当初策定
2025（令和7）年 3月　改　　定

那 覇 市

＝＝ 目次 ＝＝

1　バリアフリー基本構想の概要 1
1.1　バリアフリー基本構想とは 1
1.2　那覇市におけるバリアフリー基本構想策定の背景 2
1.3　重点整備地区の設定 3
2　バリアフリー基本構想の評価（特定事業の実施状況） 5
3　バリアフリー基本構想当初策定後の変化 6
4　重点整備地区の課題及び基本方針 7
4.1　重点整備地区の課題 7
4.2　バリアフリー基本構想における基本目標と重点整備地区の基本方針 9
5　バリアフリー化に向けた取り組み（特定事業について） 10
5.1　公共交通特定事業 10
5.2　道路特定事業 11
5.3　路外駐車場特定事業 11
5.4　都市公園特定事業 11
5.5　建築物特定事業 12
5.6　交通安全特定事業 12
5.7　教育啓発特定事業 12
6　今後の進め方について 13
6.1　PDCA サイクルに基づく改善 13
6.2　特定事業追加に伴う基本構想（別冊）の作成 14
6.3　那覇市におけるバリアフリー化の進め方 14

1　バリアフリー基本構想の概要

1.1　バリアフリー基本構想とは

●バリアフリー基本構想とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、バリアフリー化促進法）に基づく構想であり、旅客施設を中心とした重点整備地区（高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区）における整備方針や、事業計画をとりまとめたものです。

●バリアフリー基本構想は、重点整備地区における「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることを目的に、官公庁、商業施設、教育・文化施設、保健・医療・福祉施設等の生活関連施設とそれらの施設を結ぶ道路である生活関連経路のバリアフリー化を推進するため市町村が作成します。

●バリアフリー基本構想では、重点整備地区における移動等円滑化の基本方針や、実施すべき特定事業その他事業に関する事項などを示すことが規定されています。

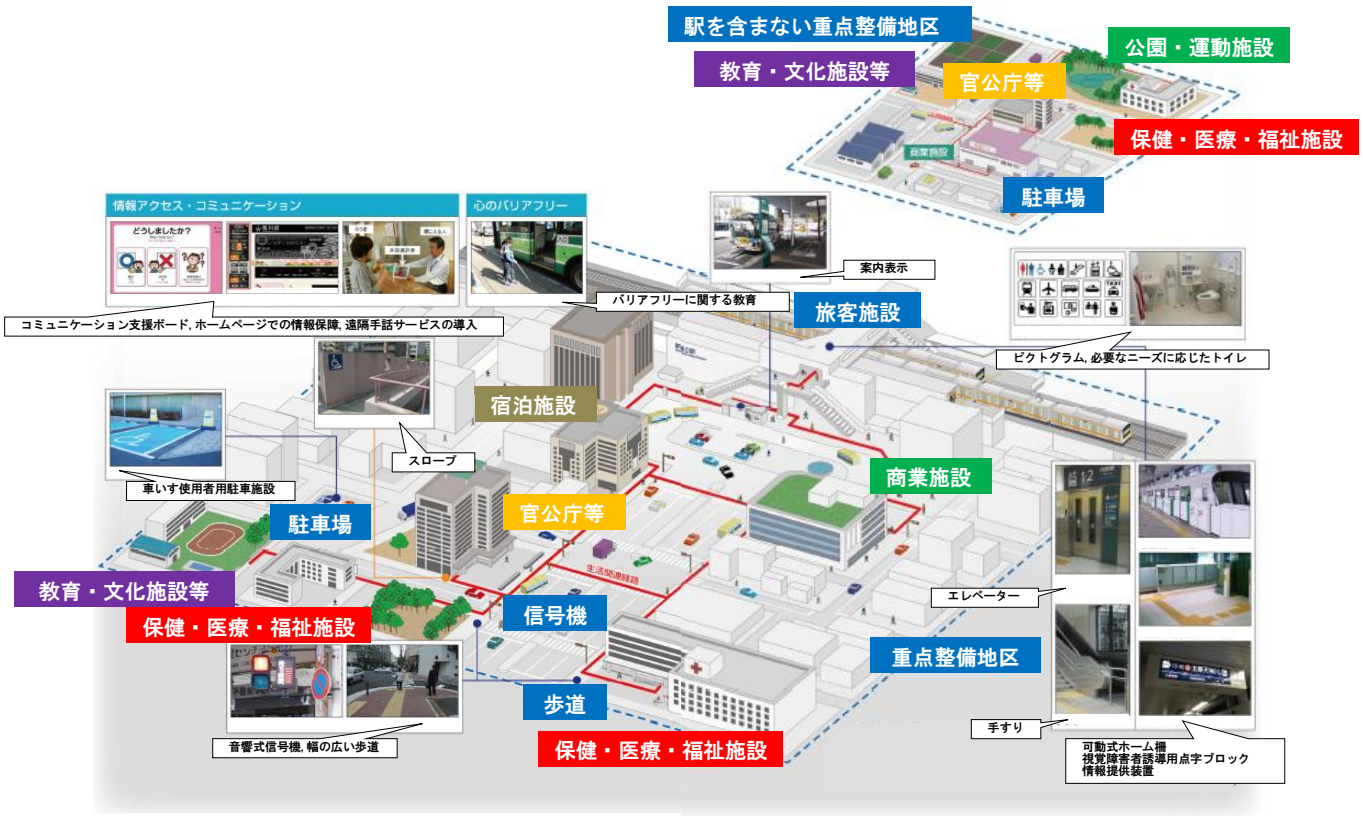

図−1.重点整備地区のイメージ

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省、以下ガイドラインという）

1.2　那覇市におけるバリアフリー基本構想策定の背景

●バリアフリー化促進法において、基本構想の作成は、市町村が作成するものとなっています。
●那覇市には高齢者、障がい者に加え、多くの観光客が来訪しており、これらの方の移動利便性を確保するため、面的・一体的なバリアフリー化が求められています。
●那覇市バリアフリー基本構想は、ユニバーサルデザイン政策大綱の考えのもと、バリアフリー化促進法に基づき、第５次那覇市総合計画や那覇市交通基本計画・那覇市総合交通戦略を踏まえ策定しました。
●那那覇市では、2020（令和２）年３月に、駅や、バスターミナルなどの旅客施設や市役所、県庁などの公共施設が集積している旭橋駅～なはーと付近を重点整備地区とする「那覇市バリアフリー基本構想」を策定しており、2025（令和７）年３月に１回目の改定を行いました。

関連法令及び上位計画

【法令など】
●ユニバーサルデザイン政策大綱（H17.7　国土交通省）
●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー化促進法 R6.11）
●障害者差別解消法（R6.4）
●沖縄県福祉のまちづくり条例（H21.1）
●那覇市福祉のまちづくり条例（H21.1）
【上位計画】
●第５次那覇市総合計画（H30.4）

主な関連計画

●那覇市交通基本計画・那覇市総合交通戦略（H21）
●那覇市都市計画マスタープラン（R2.3）
●第４次那覇市地域福祉計画（H31.3）
●那覇市立地適正化計画（R2.3）
●那覇市中心市街地の活性化に関する基本計画（R5.3）
●第５次那覇市地域福祉計画・第３次那覇市地域福祉活動計画（R6.3）

那覇市バリアフリー基本構想

【特定事業計画】
公共交通特定事業計画/道路特定事業計画/路外駐車場特定事業計画/建築物特定事業計画/都市公園特定事業計画/交通安全施設特定事業計画/教育啓発特定事業計画

1.3　重点整備地区の設定

●重点整備地区とは、バリアフリー化を推進するため、バリアフリー化に係る事業を重点的かつ一体的に進める地域を指します。
●重点整備地区は、市内９地域（都市計画マスタープランにおける地域区分）から、那覇市役所をはじめとする多くの施設が立地し、公共交通の利用者も多く、交通基本計画・総合交通戦略で、バリアフリー基本構想の策定が施策として位置づけられている「那覇中央地域」を重点整備地区の候補地としました。
●重点整備地区の要件を整理した結果、特定旅客施設である県庁前駅、旭橋駅を中心に、徒歩圏に市役所、パレットくもじ等の特別特定建築物がある旭橋～那覇文化芸術劇場なはーと～緑ヶ丘公園の範囲を重点整備地区として設定しました。

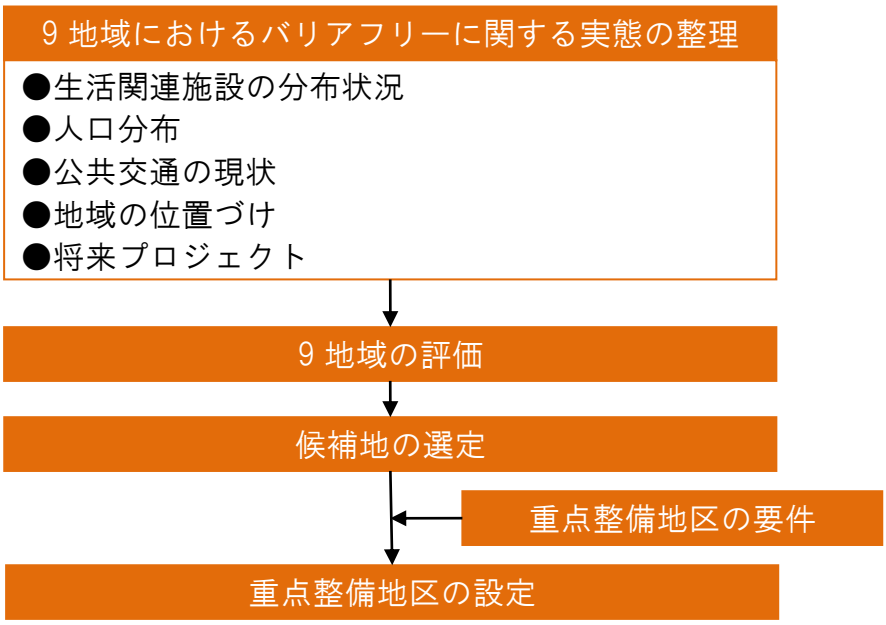

図-2.重点整備地区の設定方法（設定結果については参考資料を参照）

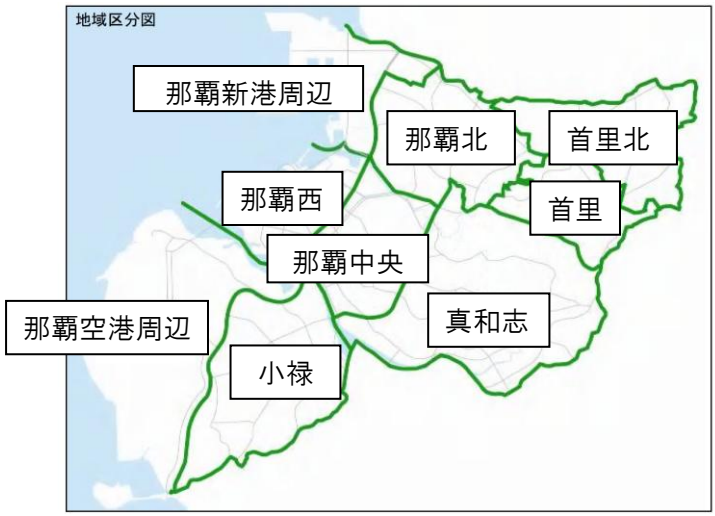

図-3.那覇市都市計画マスタープランにおける地域区分

重点整備地区の範囲は、旅客施設である県庁前駅から概ね半径 500m圏内で、旭橋駅、那覇バスターミナル、那覇市役所、沖縄県庁、県立図書館、パレットくもじ、那覇文化芸術劇場なはーと、国際通り、緑ヶ丘公園など多くの施設が立地しているエリアとしました。なお、重点整備地区の面積は 0.34km^2 になります。

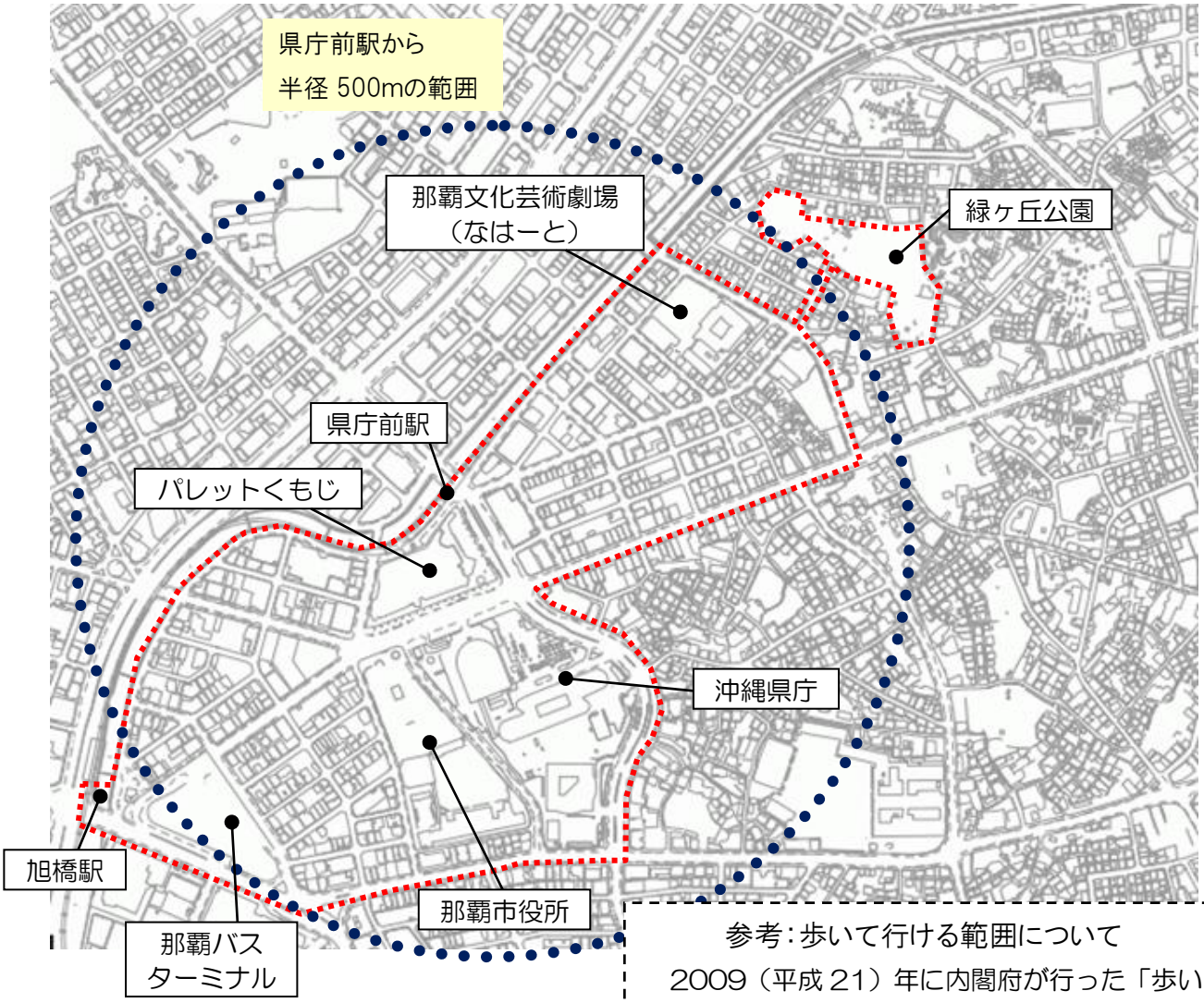

参考：歩いて行ける範囲について

2009（平成 21）年に内閣府が行った「歩いて暮らせるまちづくりに関する世論調査」によると、70 歳以上の方の歩いて行ける範囲は、500m以内が 30.5%と最も多くなっています。

＜70 歳以上の歩いて行ける範囲＞

～500m	30.5%
501～1,000m	28.5%
1,001～1,500m	13.8%
1,501m～	27.2%

図-4.重点整備地区の範囲

2　バリアフリー基本構想の評価（特定事業の実施状況）

※2023(令和 5)年度末(2024(令和 6)年 3 月末)時点

●2019（令和元）年度から 2023（令和５）年度までにおいて、基本構想では、「公共交通」、「道路」、「路外駐車場」、「都市公園」、「建築物」、「交通安全」の 6 区分、30 の事業箇所について、56 の施策（特定事業）を設定していました。
●56 の特定事業のうち、36 の事業が今年度までの短期での実施が予定されていましたが、そのうち 89%にあたる 32 事業が予定通り実施されています。
●未着手の事業が４事業ある一方で、中期に予定していた 2 事業は前倒しで実施されており、概ね基本構想に沿ったスケジュールで特定事業が実施されています。
●計画全体では、56 の事業のうち 61%にあたる 34 事業が実施されています。公共交通、都市公園はすべて実施されているのに対し、道路、建築物は中長期での取組が多く、それぞれ実施率は 64%、50%となっています。

表-1.特定事業の実施状況の概要(2019(令和元)年度から 2023(令和 5)年度)

事業区分	事業箇所数	施策数	うち短期	短期での実施施策数	前倒しでの実施施策数	未着手の施策数	施策の実施率	うち短期
公共交通	6	7	6	6	1	0	100%（7/7）	100%（6/6）
道路	7	11	8	6	1	2	64%（7/11）	75%（6/8）
路外駐車場	1	1	1	0	0	1	0%（0/1）	0%（0/1）
都市公園	2	5	4	4	0	0	80%（4/5）	100%（4/4）
建築物	11	28	15	14	0	1	50%（14/28）	93%（14/15）
交通安全	3	4	2	2	0	0	50%（2/4）	100%（2/2）
計	30	56	36	32	2	4	61%（34/56）	89%（32/36）

※2023(令和 5)年度末時点

3　バリアフリー基本構想当初策定後の変化

●基本構想当初策定（2019（令和元）年度）後の法令等の改正、重点整備地区における変化を踏まえ、基本構想の改定にあたっては、以下の点に留意しました。

表-2. 基本構想当初策定(2019(令和元)年度)後の変化と改定にあたっての考え方

区分	当初策定後の変化	改定にあたっての考え方
法令等の改正	公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化(車いす使用者への介助などの適合義務化)	モノレール、路線バスは、現状でスロープ板の設置など概ね対応しており、引き続き、職員等への研修によりサービスの維持を図る。
	優先席、車いす使用者用駐車施設等の適切な利用推進	適切な利用推進を促す教育啓発特定事業を検討する。
	市町村等による「心のバリアフリー」の推進(教育啓発特定事業の新設)	学校教育と連携した教育啓発特定事業の検討や、既存の取組の教育啓発特定事業としての位置づけの再整理を検討する。
	バリアフリー基準適合義務の対象拡大(公立小中学校等の対象への追加)	開南小学校の整備計画の策定状況等を勘案して生活関連施設としての位置づけを検討する。
	トイレに関するバリアフリー基準の見直し(各階に 1 以上設置)	特定事業での反映を検討
	駐車場に係るバリアフリー基準の見直し(車いす使用者用駐車施設の必要数の増加)	特定事業での反映を検討
	劇場等の客席に係るバリアフリー基準の創設(車いす使用者用スペース設置基準の設定)	特定事業での反映を検討
重点整備地区の変化	高齢化の進展、要介護者の増加	生活関連経路の早期のバリアフリー化を検討
	観光客の増加	特定事業において、案内の充実、多言語表記の充実などの取組を検討
生活関連施設等	生活関連施設の移転、ホテル等の新設	生活関連施設に設定されていた「障がい者活動支援センター」は移転のため削除する。ホテル等の新規立地はあるが、選定基準を下回っているため、追加設定は行わない。

4　重点整備地区の課題及び基本方針

4.1　重点整備地区の課題

現地調査及びまち歩き点検を実施し、重点整備地区におけるバリアフリー対応状況や課題を整理しました。

表-3.重点整備地区における問題点・課題(1/2)

分野	箇所	問題	課題
公共交通	県庁前駅	●点字ブロックが途中で途切れ、券売機につながっていない。	●視覚障がい者に配慮した案内誘導
	各駅	●駅により乗降スロープの隙間、段差が異なり、電動車いすの車輪がはまる可能性がある。	●バリアフリーに関する情報提供の充実
	パレット前バス停	●バス停での時刻等の表示が高く、車いす使用者が読みづらい。	●車いす使用者に配慮した利用環境の整備
道路	全体	●地区全体で舗装と同系色の点字ブロックが多く、視認性が低い。	●視覚障がい者誘導ブロックの視認性の向上
	市道久茂地松尾線（一銀線）	●整備区間の歩道はブロックで舗装され、凹凸があるため車いすで通行しにくい。 ●未整備区間の歩道幅員が狭く車いすでの通行が困難。	●局所的な改善によるバリアの除去 ●道路改築による全面的なバリアフリー化
	久茂地９号（病院通り）	●未整備区間は歩道幅員が狭く車いすでの通行が困難。 ●未処理のグレーチングが点在している。 ●整備区間の整備内容は満足いくレベルである。	●道路改築による全面的なバリアフリー化
	県道39号線（国際通り）、県道42号線（御成橋通）	●パレットくもじ周辺の歩道はブロックで舗装され、凹凸があるため車いすで通行しにくい。	●局所的な改善によるバリアの除去
特定路外駐車場	地区全体	●民間駐車場は、車いす使用者用駐車施設が少ない。 ●施設内での点字ブロックの設置が進んでいない。 ●駐車場内でのトイレの設置箇所が少ない	●車いす使用者用駐車施設の設置推進 ●視覚障がい者に配慮した案内誘導

表-4.重点整備地区における問題点・課題(2/2)

分野	箇所	問題	課題
都市公園	緑ヶ丘公園	●緑ヶ丘公園の入口は、バイクの進入抑制のための車止めにより、車いすが通行しづらい。	●車いす使用者に配慮した利用環境の整備
	美栄橋公園	●美栄橋公園のトイレは、男子の大便器がなく、バリアフリートイレの表示がわかりづらい。(※対応済み)	●園内施設の案内の充実
建築物	全体	●車いすに対しては概ね対応できているが、視覚障がい者誘導ブロックの設置が不十分な施設が多い。	●視覚障がい者に配慮した案内誘導
	なはーと	●車いす使用者駐車施設にコーンが置いてあるため、介助者がいない場合は、車いす使用者が利用できない。 ●なはーとの貸出用の車いすは空気が入っていない。	●施設職員の接遇向上 ●導入した施設やサービスの適切な維持管理
交通安全	市道久茂地松尾線(一銀通り)、市道久茂地９号(病院通り)、市道泉崎北線	●エスコートゾーンが一部未整備な横断歩道がある。	●視覚障がい者に配慮した案内誘導
教育啓発	地区全体	●車いす使用者駐車施設に、高齢者が駐車する状況がみられる。	●バリアフリーに関する教育啓発活動の推進

【重点整備地区における課題の整理】

●道路改築による全面的なバリアフリー化
●局所的な改善によるバリアの除去
●視覚障がい者に配慮した案内誘導
●車いす使用者に配慮した利用環境の整備
●車いす使用者用駐車施設の設置
●施設職員の接遇向上
●バリアフリーに関するきめ細やかな情報発信
●バリアフリー対応のための設備や案内サイン、サービス等の適切な維持管理
●バリアフリーに関する教育啓発活動の推進

4.2　バリアフリー基本構想における基本目標と重点整備地区の基本方針

那覇市の上位計画である第 5 次那覇市総合計画や交通基本計画、都市計画マスタープランなどに示された将来像、重点整備地区におけるバリアフリーに関する課題を踏まえ、重点整備地区におけるバリアフリー化の基本方針を検討しました。

那覇市全域

第 5 次那覇市総合計画

【将来像】

なはで暮らし、働き、育てよう！　笑顔広がる元気なまち NAHA

那覇市交通基本計画

【基本理念】

なはの自然･文化が息づく交通まちづくり　～人中心のまちづくりをめざして～

【基本目標】

誰もが移動しやすいまちをつくる

バリアフリー基本構想の基本目標
「誰もが移動しやすいまちをつくる」

那覇中央地域

都市計画マスタープランにおける将来像･基本方針

【将来像】

～『出会い･ふれあい･にぎわいのあるまち』～

【道路･交通形成方針（抜粋）】

- トランジットモールの拡充など、交通の面からまちの活性化を支えるための施策展開
- 住宅地内における安全安心で快適な交通環境の創出
- 地元客や観光客が快適に歩ける歩行空間の整備
- 多様な移動手段の利用環境の向上･充実

重点整備地区における課題

- 道路改築による全面的なバリアフリー化
- 局所的な改善によるバリアフリー化
- 視覚障がい者に配慮した案内誘導
- 車いす使用者に配慮した利用環境の整備
- 車いす使用者用駐車施設の設置と適正利用の推進
- 施設職員の接遇向上
- バリアフリーに関するきめ細やかな情報発信
- バリアフリー対応のための設備や案内サイン、サービス等の適切な維持管理
- バリアフリーに関する教育啓発活動の推進

重点整備地区

重点整備地区の基本方針

「高齢者、障がい者、観光客をはじめとする誰もが快適に移動できる人中心のまちづくり」

【具体の整備方針】

①ハード整備によるバリアフリー環境の整備（道路改築等）
②局所的な改善によるバリアフリーネットワークの形成（道路の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの改修等）
③ユニバーサルデザインに配慮したきめ細やかな施設等の利用環境の整備
④情報提供の充実による円滑な移動支援（サイン整備、バリアフリー情報の発信等）
⑤心のバリアフリーによる障がい者等の外出促進（心のバリアフリーの啓発活動等）

5　バリアフリー化に向けた取り組み（特定事業について）

本基本構想では、各施設において以下に示した特定事業の実施を推進します。あわせて那覇市においては、特定事業の進捗状況に関する情報収集や、バリアフリーに関する情報発信を通じて行っていきます。

5.1　公共交通特定事業

No	施設名	特定事業名
1-1	県庁前駅	①駅係員のバリアフリーの接遇向上
		②バリアフリー講座の実施
		③券売機周辺の点字ブロックの改善
		④ホームページにおけるバリアフリーに関する事前情報の提供
1-2	旭橋駅	①駅係員のバリアフリーの接遇向上
		②バリアフリー講座の実施
		③ホームページにおけるバリアフリーに関する事前情報の提供
1-3	県庁北口バス停	①バスの正着推進
		②ノンステップバス等のバリアフリー情報の発信
1-4	那覇バスターミナル	①バスの正着推進

5.2　道路特定事業

No	施設名	特定事業名
2-1	県道 39 号線_那覇 BT～市役所前	①舗装の破損個所の定期的な修繕
2-2	県道 39 号線_市役所前～県庁北口	①舗装の破損個所の定期的な修繕
		②視覚障がい者誘導ブロックの修繕
2-3	県道 39 号線（国際通り）_県庁北口～松尾	①舗装の破損個所の定期的な修繕
2-4	県道 42 号線（御成橋通）	①舗装の破損個所の定期的な修繕
		②視覚障がい者誘導用ブロックの修繕
2-5	市道久茂地松尾線（一銀通り）	①道路改築
		②なはーとへの案内サイン整備
		③舗装の破損箇所の定期的な修繕
2-6	市道久茂地９号（病院通り）	①道路改築
		②なはーとへの案内サイン整備

5.3　路外駐車場特定事業

No	施設名	特定事業名
3-1	NPC カフーナ旭橋 A パーキング	①車いす使用者用駐車施設の増設

5.4　都市公園特定事業

No	施設名	特定事業名
4-1	美栄橋公園	①園内施設のサインの改善、点字の設置
4-2	緑ヶ丘公園	①ユニバーサルトイレの設置
		②インクルーシブ遊具の整備
		③レイズドベッドの整備

5.5　建築物特定事業

No	区分	施設名	特定事業名
5-1-1	官公庁等	那覇市役所	―
5-1-2		沖縄県庁	①バリアフリートイレの整備
5-1-3		沖縄銀行本店	①バリアフリー講習の実施
5-2-1	教育文化施設	パレットくもじ市民劇場	①大規模改修時の車いす席設置及びアクセス性の向上
			②接遇マニュアルの定期的な改善
5-2-2		琉球新報ホール	①接遇マニュアルの定期的な改善
			②ホール内バリアフリー（アクセシビリティ）情報のHPでの掲示
5-2-3		那覇文化芸術劇場なはーと	―
5-4-1	商業施設	デパートリウボウ	①バリアフリー講習の実施
			②接遇マニュアルの作成
5-5-1	宿泊施設	ダイワロイネットホテル	①社員研修の実施
			②接遇マニュアルの定期的な改善
5-5-2		アルモントホテル那覇	①接遇マニュアルの定期的な改善

5.6　交通安全特定事業

No	施設名	特定事業名
6-1	市道久茂地松尾線（一銀通り）	①エスコートゾーンの整備
6-2	市道久茂地９号（病院通り）	①エスコートゾーンの整備

5.7　教育啓発特定事業

No	事業者	特定事業名
7-1	那覇市	①小学校向けの心のバリアフリーの推進
		②一般市民向けの心のバリアフリーの推進

6　今後の進め方について

6.1　PDCA サイクルに基づく改善

●那覇市バリアフリー基本構想は、PDCA サイクルにもとづくスパイラルアップの取組として、毎年開催する協議会において、策定した基本構想の進捗確認、評価、改善を進めていきます。

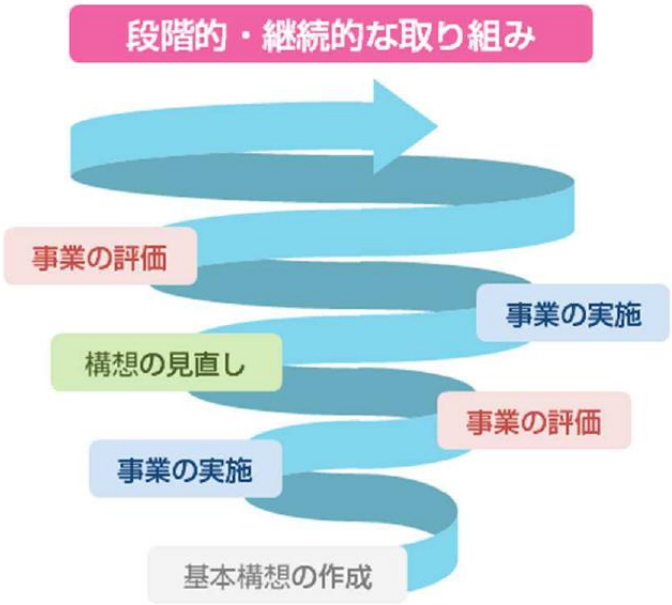

図-5.バリアフリー基本構想のスパイラルアップのイメージ）
（出典：ガイドライン）

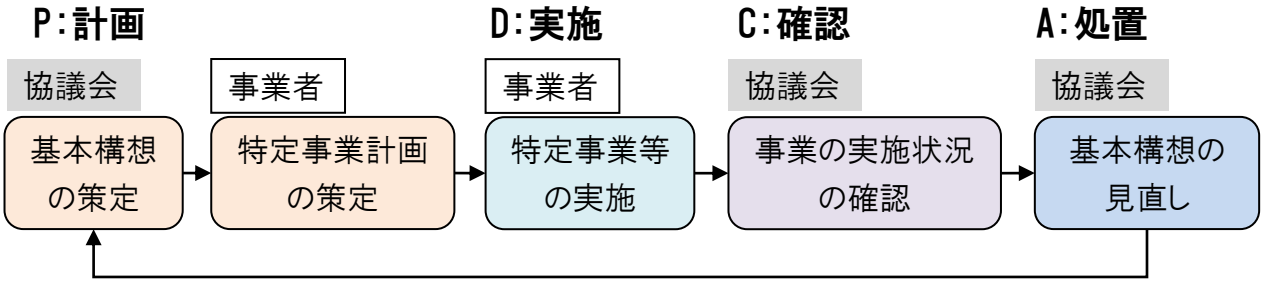

図-6.PDCA の流れ

6.2　特定事業追加に伴う基本構想（別冊）の作成

●基本構想に位置付けている特定事業については、今後、各事業者において特定事業計画（案）を作成します。
●作成した特定事業計画（案）については、那覇市バリアフリー推進協議会に図ります。
●なお、バリアフリー基本構想の特定事業として位置付けてしていないもので、新たに特定事業として位置付ける必要が生じた場合は関係機関と協議を行い、特定事業の追加を行います。

6.3　那覇市におけるバリアフリー化の進め方

●本基本構想においては、本市におけるバリアフリー化の推進に向けたモデル地区として、重点整備地区を位置付け、移動利便性を確保するため、面的・一体的なバリアフリー化を実施していきます。
●今後は、位置付けた重点整備地区内のバリアフリー化の対応状況などを踏まえ、本市のまちづくりや拠点開発などの動向を加味し、他地域への重点整備地域の設定を検討していきます。また、その際には、那覇市全域にわたるバリアフリー化の考え方を示した移動等円滑化促進方針（マスタープラン）についても、策定の必要性を検討します。

～ 参考資料 一覧 ～

＜バリアフリーに関する参考資料＞

- ●ユニバーサルデザイン政策大綱（国土交通省）
- ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ●障害者差別解消法
- ●移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）
- ●沖縄県福祉のまちづくり条例
- ●那覇市福祉のまちづくり条例

2020（令和2）年3月　当初策定
2025（令和7）年3月　改定

那覇市バリアフリー基本構想（概要版）

編集・発行　那覇市都市みらい部都市計画課
〒900-8585　　那覇市泉崎 1-1-1
電話番号 098-951-3246

那覇市バリアフリー基本構想